

## 資料5

### 諮問事項

第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

29自第 号  
平成 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事  
(環境部自然環境課)

第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について(諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

2 諮問理由

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第4条第1項の規定により、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即して、知事が定めることとされている。

法施行規則改正に伴い、基本指針が変更され、本県においても第12次鳥獣保護管理事業計画を変更する必要があるため、貴審議会の意見を求めるものである。

## 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

### 1 鳥獣保護管理事業計画について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、環境大臣が定めた「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、都道府県知事が定める5か年計画。

### 2 変更の理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）が改正され、国内希少野生動植物種に指定されているオオタカが平成30年4月1日より指定解除されることに伴い、法施行規則の一部改正及び基本指針の一部変更が行われたため、第12次鳥獣保護管理事業計画に定める許可基準等を見直すほか、所要の変更を行うもの。

### 3 法施行規則改正及び基本指針変更の主な内容

#### (1) 法施行規則

オオタカについて以下の内容が改正

- ①希少鳥獣の指定解除
- ②販売禁止鳥獣等の追加、販売の許可にかかる販売目的の追加
- ③輸入を規制する鳥獣の追加、特定輸入鳥獣の追加

#### (2) 基本指針

- ①オオタカの取扱いの基本的な考え方を追記
- ②オオタカの捕獲許可及び捕獲個体の取り扱いの考え方を追記
- ③オオタカの販売許可の際の条件を追記

### 4 主な変更点

#### (1) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・オオタカについては、原則鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。（ただし、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合を除く。）
- ・捕獲後、その個体を飼養する場合の飼養者を公的機関等に限定

#### (2) 販売禁止鳥獣等の販売許可

オオタカに係る販売許可証を交付する際の許可条件を以下のとおりとする。

- ・販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること
- ・販売する鳥獣に足環を装着させること等

#### (3) 特定猟具（銃器）使用禁止区域の新規指定

田尻・太郎丸休猟区（福岡市西区196ha）の指定期間満了に伴い、同地区を特定猟具（銃器）使用禁止区域に新規指定（指定期間：平成29年11月15日～平成39年11月14日）

#### 第12次鳥獣保護管理事業計画（現行）の概要

- 計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- 計画に定める事項
  - ・鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
  - ・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
  - ・第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
  - ・鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項など

## 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 変更点（概要）

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）において、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）の改正を行い、これに併せて、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示第100号。以下「基本指針」という。）の一部改正を行い、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可に係る記述を追加しました。

項目	変更点
鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 （Ⅰ第四2(2)）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。</li> </ul>
保護の必要性が高い種に対する捕獲許可の考え方 （Ⅲ第四1(4)）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 種の保存法に定める国内希少野生動植物種から解除されるオオタカについて、原則鳥獣の管理目的での捕獲を原則認めない。</li> <li>● ただし、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。</li> <li>● なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</li> </ul>
販売禁止鳥獣等の販売許可 （Ⅲ第四3-4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オオタカに販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。</li> </ul>

- 公表日  
平成29年9月21日